処 分 基 準

令和6年12月12日作成

		1 4 4 4	0 +12/112 p P/X
法	令	名:道路交通法	
根	拠条	項:第90条第5項	
処り	分の相	既 要:運転免許の取消し、効力の停止	
原権	者(委任	任先): 宮城県公安委員会(免許の効力の停止について 部長)	は、宮城県警察本
法《	令 の	定 め:道路交通法第90条第1項(免許の拒否等)第4 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及 拒否又は保留の基準)、第33条の3(免許を与え の取消し又は停止の基準)	び第4項(免許の
処	分 基	準:運転免許を与えた後における運転免許の取消し 基準としつつ、別添に従い処分の軽減を行う。効力 別添のとおり。	
問	合 せ	先: 警察本部運転免許課(電話022-373-3601)	
備		考:	